　　　　　　　　令和５年10月５日

関係各法人代表者　様

広島県健康福祉局障害者支援課長

（〒730-8511広島市中区基町10-52）

業務管理体制の整備に関する検査について（通知）

　このことについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の３第１項又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の27第１項の規定に基づき、検査を実施しますので、次のとおり提出してください。

　なお，報告内容について確認が必要と認められた場合は，法令遵守責任者に対し業務管理体制の具体的整備状況や法令遵守に対する認識について，報告の徴収を行うことがありますので，ご留意ください。

【提出物等】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 項　目 | 内　容 |
| １ | 提出物 | 業務管理体制検査調書 |
| ２ | 提出方法 | 電子メール |
| ３ | 提出先 | 【アドレス】  [fusyoushitsumon@pref.hiroshima.jp](mailto:fusyoushitsumon@pref.hiroshima.jp)  ※件名を「業務管理調書（法人名）」としてください。 |
| ４ | 提出期限 | 令和５年12月22日（金） |

担　当　指導検査グループ

電　話　082-513-3158（ダイヤルイン）

（担当者　安原　竹中）

【根拠規定】

●障害者総合支援法

第五十一条の二　指定事業者等は、第四十二条第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、主務省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

第五十一条の三　前条第二項の規定による届出を受けた主務大臣等は、当該届出をした指定事業者等(同条第四項の規定による届出を受けた主務大臣等にあっては、同項の規定による届出をした指定事業者等を除く。)における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定事業者等若しくは当該指定事業者等の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定事業者等の当該指定に係る事業所若しくは施設、事務所その他の指定障害福祉サービス等の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

●児童福祉法

第二十一条の五の二十六　指定障害児事業者等は、第二十一条の五の十八第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

②　指定障害児事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

第二十一条の五の二十七　前条第二項の規定による届出を受けた内閣総理大臣等は、当該届出をした指定障害児事業者等（同条第四項の規定による届出を受けた内閣総理大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児通所支援事業者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定障害児事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定障害児事業者等若しくは当該指定障害児事業者等の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児事業者等の当該指定に係る障害児通所支援事業所、事務所その他の指定通所支援の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。